

令和7年第3回江北町議会（臨時会）会議録						
招集年月日	令和7年4月21日					
招集場所	江北町議場					
開散会日時 及び宣言	開会	令和7年4月21日 午前9時34分				議長 井上 敏文
	閉会	令和7年4月21日 午前10時23分				
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	酒井 明子	○	6	土 渕 茂 勝	○
	2	古 賀 里 美	○	7	池 田 和 幸	○
	3	田 村 康	○	8	西 原 好 文	○
	4	江 頭 義 彦	○	9	田 中 宏 之	○
	5	三 苫 紀美子	○	10	井 上 敏 文	○
会議録署名議員	7番	池 田 和 幸	8番	西 原 好 文	9番	田 中 宏 之
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔	○	地域振興課長	宮 本 大 樹	○
	副 町 長	山 下 宗 人	○	基盤整備課長	武 富 和 隆	○
	教 育 長	吉 田 功	○	会 計 室 長	山 崎 久 年	○
	総務政策課長	山 中 博 代	○	こども教育課長	坂 元 弘 睦	○
	町民生活課長	吉 原 和 彦	○	農業委員会事務局長	本 村 健 一 郎	○
	健康福祉課長	松 田 佳 世 子	○			
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	大 島 浩 二				
	書 記	百 武 久 美 子				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和7年4月21日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第4 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第5 議案第24号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第1号）

午前9時34分 開会

○井上敏文議長

臨時議会開会前に、山田町長より発言があります。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。本日は臨時議会を招集させていただきましたけれども、その開会の前ということでもありますけれども、御存じのとおり、先般、元副町長の横町晃義氏が御逝去されました。横町氏におかれましては、職員時代、また、助役、副町長時代だけでなく、副町長を退任後は地区の役員を含め、いろんな場面で我々町政に御貢献をいただいたところでもあります。

については、議員の皆様方にも御賛同をいただいて、この場で黙禱をささげたいというふうに思います。

ぜひ議長におかれましては、よろしくお取り計らいいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

○井上敏文議長

では、去る4月17日に御逝去されました、元副町長、故横町晃義氏に謹んで哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。

御起立願います。黙禱。

（黙 禱）

○井上敏文議長

黙禱を終わります。御着席ください。

それでは、臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和7年第3回江北町議会臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○井上敏文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において7番池田和幸議員、8番西原好文議員、9番田中宏之議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○井上敏文議長

日程第2. 会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3～第5 報告第1号～議案第24号

○井上敏文議長

日程第3. 報告第1号から日程第5. 議案第24号までを一括上程いたします。

議案を朗読させます。大島議会事務局長。

○議会事務局長（大島浩二）

(朗読省略)

○井上敏文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

それでは、本日提案をいたしました議案について御説明いたします。

今回、提案をいたします議案そのものは一般会計の補正予算1件でありますけれども、既に専決処分を行ったものが2件ございますので、併せて報告をさせていただきます。

それではまず、報告を先に御説明申し上げます。

報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行することとされたため、本町においても税条例の改正が必要となりました。

同年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正の内容としては、軽自動車税について総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税額を年間2千円とするものであります。

次に、報告第2号であります。

江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行することとされたため、本町においても国民健康保険税条例の改正が必要となりました。

令和7年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

改正内容の1点目は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を66万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を26万円にそれぞれ引き上げるものであります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減の対象となる世帯の場合は30万5千円に、2割軽減の対象となる世帯の場合は56万円にそれぞれ引き上げるものであります。

次に、議案第24号 令和7年度江北町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は、60万円を増額し、歳入歳出予算総額としては74億5,160万円となります。

内容については、当初補助事業として計画していた事前落水要請時に操作するゲートの電動化について、電動ゲートの早期設置及び事前落水の円滑な実施のために、町が直接設置する費用に変更し計上しております。

歳出予算は、総合排水計画促進事業としてゲートの電動化200万円であります。

なお、補正予算の財源としましては、ふるさと応援基金繰入金となっております。

ゲートの電動化については、令和7年度の当初予算で御審議をいただき御承認いただきましたけれども、予算審議の中でも事業主体、また、地元の負担について御質問をいただきま

した。もともとゲートそのものは用水のために設置をされたゲートではありますが、今回の電動化は町として取り組む、もちろん住民の皆さんの御協力をいただき、町のためということではありますけれども、排水のための電動化ということで考え方を整理いたしまして、町で直接設置をすることとしたいというふうに思っております。

当初予算では、補助金として140万円を計上しておりましたけれども、今回、地元の負担を受けることなく直接事業を実施するというので、140万円を減じ、200万円を工事請負費として計上させていただいておりますので、補正額そのものは60万円の補正額となっております。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

今、50ccのバイクに乗っておりますけれども、報告では50ccが製造されないということで、125ccですか、これが年間2千円の負担ということになりますけど、これは新たに免許を取る必要があるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えいたします。

今回、新たに追加されます125cc以下で出力を4キロワット（50cc相当）に抑えたバイクの免許ですが、今までの現行の原付免許で運転が可能となっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに。9番田中議員。

○田中宏之議員

要するに、125cc以下が50ccの税額になるということですね。そしたら、今までも50ccは2千円だったんですか。それと、125ccとか90ccとかいろいろあります。その辺の税額は、以前はどうだったのか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回新たに追加された枠の税額ですけれども、こちらのほうが2千円、もともと50cc、変更前の金額も税額2千円、同額でございます。先ほど言われました、出力を50ccに落とさない通常の90cc以下、125cc以下、こちらのほうについても現行のとおり残っております。90cc以下については二種（乙）ということで、ナンバープレートが黄色になりまして、こちらは年額2千円、二種（甲）125cc以下、こちらはピンク色のナンバープレートになりまして、こちらは年税額2,400円にそれぞれなります。

以上です。

○井上敏文議長

よろしいですか。7番池田議員。

○池田和幸議員

先ほど土淵議員の質問で、課長が125cc以下は50ccの免許でというふうに言われたんですけど、間違いはないですか。50ccは50ccだけじゃないんでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

先ほども言いましたように、排気量が125cc以下であっても、出力を4キロワット以下、この4キロワット以下というのは、50cc原付と同じ出力に抑えたもの、こちらのほうが原付免許で運転可ということになりまして、125cc以下であっても、出力が4キロワット以上出るものについては、原付免許では運転できないということになります。

以上でございます。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。いや、今も、前からナンバープレートは、赤は125cc、黄色は70cc、90ccと決まっていたので、その辺は全然変わらないわけでしょう。ただ、今出力の違いが大きくなって50ccという形で、今後生産されるものに対しての取決めですよ。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

池田議員の御質問にお答えします。

おっしゃられるとおり、あくまで今回、原付免許で運転できるのは、排気量125cc以下であつても出力が4キロワット（50cc）以下のバイクと同等の出力に抑えたものでありまして、それを超えるものにつきましては、原付免許ではなく原付二種、こちらのほうが取得が必要になって、今までと全然変わらないという形になります。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

すみません、私もそこまでは勉強していないんですけど、原付じゃなくて自動二輪じゃないんですか、50cc以上は。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

原付は、50cc以下のほうが原付になりますので、それ以上は自動二輪になります。

免許は原付一種になりまして、バイク自体は自動二輪という形になります。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、報告第1号 江北町税条例の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第4. 報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

質問がないようですので、議運のときに出た話題を今回、関連で松田課長にお聞きしたいんですけど、後期高齢者ですね、後期高齢者になれば人間ドックは受けられないというふうなことをお聞きしました。

国保関連ですのでちょっとお聞きしますけど、後期高齢者医療広域連合の議会に土淵議員が出席されています。土淵議員も、後期高齢者の方が脳ドック、人間ドックを受けられないのはおかしいんじゃないかというふうなことを大分、後期高齢者医療広域連合の議会でも言っておられるそうです。

実際、我が町も、今年度年齢が達して後期高齢者になったら人間ドックの補助がなくなるわけですね。そういうのを町民の方に知らせておかないと、やっぱり今年年齢が達して後期高齢者になられた方が、せっかく人間ドックを受ける、補助の対象だと思って受けたものの、そういった補助が受けられないというふうな方が出てくると思うので、そういったことがないように町の広報で優しく教えてやることも必要だと思う。それと、聞くところによると、佐賀の好生館は今年度、人間ドックの受付をしないということをお聞きしました。毎年佐賀の好生館で受けておられる方がいらっしゃるの、人間ドックが受診できないことも町民の方にお知らせをしておかないと、行ったものの受診できないことになってしまうというふうなことが起きるので、このことも町の広報でやっぱり町民の皆さんにお知らせしたほうがいいと思うので、そういった対応できるでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（松田佳世子）

西原議員の御質問にお答えします。

後期高齢者になられて人間ドック、脳ドックの助成が受けられないことに関して、町民の皆様へ広報等をしてお届けしたいと思います。

好生館に関しましては、済みません、把握をしておりますませんでしたので、再度確認をさせていただきたいと思います。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

ちょうど議運のときにそういった話が出て、土淵議員が、後期高齢になると人間ドックの補助を受けられないと言われたことからなんです。ある方がそこで、自分は、二、三日前に人間ドックを受診したというふうな話になって、そしたら、担当に聞いたら、誕生日前に受けておけば、補助に該当しておったそうです。そしたら、誕生日過ぎて一日でも遅れると、補助の対象外になるということでしたので、いや、それってちょっとかわいそうかよねというふうなことで、そういった方がたくさんじゃないけど、この一年に後期高齢者に該当する方が出てくると思うので、このことについては広報等で教えていただいたほうが、まだまだ今、年齢的にいって75歳というのはたくさん働いている方がいらっしゃるの、町長がよく言われる町民に寄り添ってそういった施策をしてもらいたいと思うので、ぜひお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の西原議員の御指摘は大変重要だと思います。というのも、御存じのとおり、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になる年にいよいよなりました。ですから、大量に後期高齢者のほうに移られる方が増えるということですから、そこを考慮して、やはりきちんと情報提供させていただくというのは大事な事じゃないかなというふうに思います。

それで、実は杵藤地区の介護保険計画というのがあります。この推計でいくと、杵藤地区

の65歳、こちらはですね。高齢者は、実は令和7年度がピークだそうです。ですから、65歳でくれば、これから、いわゆる高齢者というのはだんだん減ってくるということになるんです。ただ、人口そのものが少なくなっているんで、分母が少ないから高齢化率はまだ上がっていきますし、これからは、多分後期高齢の皆さん方の割合が増えてくるという、大きなトレンドということを知って我々もいろんな施策を打っていく必要があるというふうに思っております。

恐らく、これからずっと時が進んでいくと、いわゆる今の前期高齢者は65歳、65歳なんて高齢者と言うのは失礼なぐらい、まだまだ活躍をされています。これはもちろん、国が今から決めていかなければいけないことですが、多分、将来的には今の75歳のところを定義としては高齢者ということになるんじゃないのかなというふうに思いますけど、いずれにしても、それはちょっと先のことでありますし、先ほど御指摘いただいたように、やはり団塊の世代というまさに大きな塊のところの後期高齢者になれるものですから、引き続き健康でいていただくためにもしっかり情報提供をしていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに質疑の方ございませんか。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

本題に戻って質問をしたいと思っております。今度は限度額が引上げになりますよね。町内でどれぐらい、何人の方が対象になるのかどうかと思ってですね。金額が分かれば金額もお願いします。金額というのは対象になる人の金額ですね。500万円ぐらいという話をされていましたが、それは分からなかったら後でいいですけども、まず対象になる方が町内で何人おられるのか。

それともう一つは、限度額が上がることによって軽減措置の枠が広がるという、そういう捉え方でいいと思っておりますけれども、それは間違いはないですかね。5割軽減、2割軽減の方がどれぐらい増えるのか、説明をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土淵議員の御質問にお答えします。

まず1点目でございます。今回、最高限度額の引上げが基礎分、医療分につきましてはプラス1万円、後期高齢者支援分につきましてはプラス2万円引上げがなされております。賦課限度額ですけれども、令和7年度の課税がまだ今算定をしているところですので、6年度のベースで試算をしております。

さっきの何人と言われましたけれども、課税は世帯課税でいきますので、最高限度額が今回1万円引き上げられまして、医療分が66万円になった対象世帯は、37世帯が最高到達点の66万円に到達されるという試算をしております。先ほど言いました、後期高齢者支援分、今回はプラス2万円の引上げがなされておりますが、こちら6年度課税ベースで試算をしたところ、プラス2万円の最高限度額26万円に到達する世帯は15世帯あります。

2点目ですけれども、軽減判定ですね、こちらのほうも見直しがされて5割軽減の拡充がされております。こちらのほうも令和6年度の所得ベースで試算をしたところ、今回、追加で引上げになって対象が広がる方が1世帯2名、5割軽減になる方が増えられております。同じく2割軽減ですね、今回見直しがされまして、6年度課税ベースで試算をしたところですが、今回の引上げに伴いまして5世帯8人が2割軽減に該当される世帯が増えるという試算をしているところです。

以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。6番土淵議員。

○土淵茂勝議員

負担増がちょっと大きいなというふうに思いました。

関連ですけど、先ほど後期高齢者の脳ドックの話がありました。町長が前向きな話をされたので、できれば町独自で75歳以上の脳ドック、人間ドックをやられたらどうかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

また6月には6月定例会も控えておりますものですから、ぜひまた一般質問でも御提案いただければと思います。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案の賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、報告第2号 江北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案どおり承認することに決しました。

日程第5. 議案第24号 令和7年度江北町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原議員。

○西原好文議員

今回、議運の中で図面の提出をお願いしましたら、早急に今回、資料として出していただいておりますことに感謝申し上げます。

そこでなんですけど、2点ほどお伺いいたします。

先ほど同僚議員のほうから、財産の帰属についての説明は聞いたので、今回つけられる電動設備については町の持ち物だというふうなことで、あとのゲートというか、扉とか、ああいうふうなものについては地元で維持管理をしてもらいたいというふうなことでした。

1点目は、この財源の確保の件でなんですけど、今回、ふるさと応援基金を活用されて、1基当たり50万円の4基、200万円というふうなことなんですけど、このふるさと納税の財源が本当にずっと続けばいいんですけど、これまたふるさと納税自体がどうなるものなのか、先行き不透明じゃないんですけど、毎年見直しがあったり、今やっぱりいろんなふるさと納税の在り方について、全国でいろんな問題が起きているので、やっぱり国としてはいろんな見直しをされていくと思うんです。

今回は、4基200万円で済んだんですけど、今後、町内のそういったゲートについて数多

くのゲートの電動化というのを進めていただく上でいえば、財源的にちゃんとした、何というんですか、国の防災基金だとか、起債だとか、そういったのを活用されたほうが私はより早く、今回は事業者のほうが4台しか駄目だというふうなことですけど、今後、今年みたいに4基ぐらいでずっと実施しているようでは何十年とかかるものですから、そこら辺は見直しをしてもらいたいというのと、これも議運の中で出たんですけど、今、国で、学校の給食無償化について議論されています。給食費無償化に一番ふるさと応援基金を充当していると思うんです。もし国が給食費無償化に対する予算を出すことになれば、給食費無償化にかかっていた予算を電動化のほうに回せるものなのか。そこら辺、町長のお考えがあればよろしく願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

ふるさと応援基金を財源とするのは、別にちゃんとしていない財源ではないと。それこそ江北町の町政にも御理解をいただいたふるさと納税を基にした財源でありますから、ちゃんとした、ちゃんとしていないということであれば、少なくとも江北町がいろんな事業をやっている財源でちゃんとしていない財源はないというふうに思っておりますが、継続的なということであれば、御存じのとおり、ふるさと納税そのものの制度というのが将来的にどうなるかというのは、正直不透明なところはなくはないということですが、これは町にとってはやはり必要不可欠な事業だというふうに思っておるものですから、そこは、当然今のいろんな財源の中でやりくりをしながらでも続けていく必要があるというふうに思っておりますので、そこは御心配ないかなと思うんですけど、ただ、先ほど御指摘があったように、本来ならもっとこのペースを早めたいわけです。

ただ、今そのボトルネックになっているのは財源的な要素ではなくて、言ってみれば供給のところ、江北町ではやはり4基しか事業者のほうから提供が受けられないというところが引っかかっておるわけであります。

これについても、議会の中で申し上げましたように、例えば、技術移転のようなものを、事業者のほうとも実は少し協議もさせていただいておまして、少しでもこの取組が加速すればなというふうに思っておりますし、そのときにぜひ、財源がボトルネックにならないように、これは予算全体として、やはりしっかりそうした財源も生み出していく必要があるか

と思います。

それともう一点、御指摘いただきました給食費の無償化についてでありますけれども、この給食費の無償化が仮に国の取組としてやるようになったら、町のほうはお金要らなくなるんじゃないかと。ですから、その分のお金を活用したらどうかということなんですけど、この給食費の無償化そのものもふるさと応援基金でやっておるものだからですね。

ただ、それはそれとして、もともと給食費の無償化を、もう10年になりますけれども、始めたときの将来的な展望として、恐らく、行く行くは国の義務教育の範疇に入ってくるんじゃないかなという、もともとの見込みがありました。というのは、今、子供の数がだんだん減ってきております。そういう中で、やはり文部科学省としては、自分たちの予算を今まで以上に確保していく必要がある。そうなったときに、子供の数が減る一方で、やはり予算を確保するためには、今までは自己負担とかやっていたところを、逆に言うと、国としては、無償化にすることでやっぱり文部科学省の予算というのはある程度確保できるものですから、そういうこともあるんじゃないかなというふうに思っておりましたら、ここ数年、急速に給食費の無償化というふうなことが国でも議論されるようになりました。今みたいな説明をすると、純粋な動機とまた別なものだからですね、でも恐らくそういうこともあったのではないかなというふうに思っています。その財源がふるさと応援基金なので、先ほどのゲートの電動化ということとは必ずしも結びつかないんですけれども、恐らく、これから子育て支援、負担軽減ということの方向性でいけば、既に今年度議会にも承認いただきましたように、医療費の無償化については18歳まで既に先行して取り組むことができましたし、今回、保育料についても、ちょっと目立たないんですけど、大分所得階層みたいなところを整理して激変を緩和するような取組はさせていただいております。これは今確たることで申し上げはできませんけど、例えば、ほかの自治体の例でいけば、保育料の無償化みたいなことを言われていることがあったりとか、江北町でいきますと、給食費の無償化を小・中学校やってきましたから、例えば、保育園の副食費、同じようにかかっている副食費みたいなところというのは、これから検討に値することなんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、今の時点で何かこういうことをやるということを決めておるわけではありませんので、そこは御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

今回、4水系ということで、次回からも、こういう4水系の話合いとかもされていったほうが私はいいかと思います。排水関係も災害関係もありますからですね。

そういう中で、今回、来年度に関しても、こういう形を取られるのか、それとも、排水対策協議会の中の一部として行っていかれるのか、その辺、何か考えがあればお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

もちろん、今回のゲートの電動化も、町が今進めている総合排水計画、また、その大きな取組である事前落水ということの位置づけの中でやらせていただいておりますものですから、当然、総合排水計画として位置づけ、また、言ってみれば推進母体として排水対策協議会というものがありますものから、当然ここでやっていくというのは当然なんですけど、ただ、今回、例えば、古川水系なんかでは、上下流、本当に皆さんで踏査をしていただいたりとか、排水対策連絡会とか、また、山口と小田のほうでも個別にいろいろ協議をしていただいたりとか、やはり顔を合わせて、同じ問題をしっかりみんなで話し合うという場が大事だというふうに思います。

ですから、大きな位置づけはそういうことではありますけれども、ぜひそういう関係者が寄ってと言うんですか、やはり顔を合わせながら進めていくという形はぜひこれからも取っていきたいと思っております。

以上です。

○井上敏文議長

9番田中議員。

○田中宏之議員

今回の電動化ですね、町で全て負担をしてくれるということでよかったですと思います。

3月議会は、3割を地元負担で、どこがするかというような議論をしましたけれども、その辺をよく酌んでもらって、早速こうして臨時議会を開いて全額町で負担するということがよかったですと思います。お礼を申し上げたいと思います。

それはそれとして、いいですか、事業説明書を見てもらっていいですかね。

事業説明の先ほど議案説明でちょっと説明を受けましたけど、真ん中の変更点とかある表ですね。そこで、財産帰属ですか、そういう点がありますね。工事発注、財産帰属、点検修繕、開閉操作が、今までは地元団体がやっていたのを、全て開閉操作だけを地元団体でお願いをして、あとは全て町でやるということになっております。この財産帰属についてでしたけど、要するに町の財産になるということを説明受けましたけど、それは、当然電動化に伴う機具、その分だけですよね、もちろん。その財産帰属の下に点検修繕ですか、項目ありますよね。それも町で一応今からするということでございますけど、当然電動化して、モーターとか、いろんな機器がありますけど、やっぱりいつまでも新品のままではいけないと思いますので、点検をしたり、修繕をしたりするときに来ると思いますけど、果たして、修繕の時期になったとき、その部分だけの点検とか修繕とか、そういうのができるかなと思ってですよ。ゲートのところはやっぱり一体になっているでしょう。今後は、どういうふうな点検とか修繕をするように計画というか、思われているのか、その辺説明できますかね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えします。

まず、ここに財産の帰属ということで、町が担うということで書いておりますけれども、装置のほうを町で備品管理を行って、点検修繕等の管理も行っていくということでもあります。

点検修繕の内容については、その装置部分の点検修繕、要はちゃんと装置が作動するかどうかというところの点検修繕ということになってくると思います。

水門の本体部分につきましては、既に多面的機能支払交付金とかで、地元でそういう点検修繕等に対応されていると思いますので、そちらのほうで行っていただく形になろうかと想定しております。

以上です。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

大体分かりはしますけど、将来のことですけど、要するに電動化の部分の点検とか、不具合とかあった場合、地元の水利委員の方と一緒に点検とかされると思いますけど、そしたら、

なかなかこういう開かないとか、閉まらないとかやっぱり出てくると思います。それが、ゲートの水門の影響とかなってきた場合は、やっぱりそこは地元で修繕をしてくれと、そういうふうになるということですね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

田中議員の御質問にお答えいたします。

町内の水門ですね、閉めっ放しで固着して動かないという水門が幾つかあるというのは聞いております。そういった水門につきましては、ストックマネジメント事業とかで修繕を行うという対応も考えられるかなと思います。この場合、地元負担が3割程度必要になってくるということでありまして、そういった事業等を活用しながら、水門本体のほうの修繕については考えていきたいと思っております。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長

○町長（山田恭輔）

水門本体も多分いろんな部品があつたりとか、いろんな部位があつて、実際動かないところの原因が何かというのは、本体そのものでも多分幾つか要素というのがあるんだろうというふうに思います。ですから、仮に不具合等があつて動かないということであれば、当然、今回装置を装着させてもらうわけですが、そこも一体として原因究明というのはやっぱりする必要があるというふうに思います。少なくとも、今回電動の装置をつけて、どこが原因か分からないから、この際、水門本体も全部点検は町でというふうにはやっぱりなかなか、その規模も違いますし、費用も違うものですから、やっぱりそういうふうにはならないのかなと思います。

逆に、今回設置については地元負担をしていただかない形でやりましたし、今のところ点検修繕ということも町でやるようにはしていますけれども、これが4つずつぐらい増えていく間はいいいんですけど、これが何十とかいうふうになっていったときに、日常的な、まさに点検とか修繕のところをやっぱりどういうふうにしていくかというのは、もちろん負担は町がするというにしたらとしても、そこはやはりこれから考えていかなければいけないことかなというふうに思いますが、いずれにしても、御質問をいただいたように、もし不具合が

あつたりすれば、当然、電動装置そのものに問題があるのか、水門そのものに問題があるのかというのは、やっぱり一緒になって原因究明をしていくという体制を取る必要があるというふうに思っております。

○井上敏文議長

9 番田中議員。

○田中宏之議員

あと90基ぐらいですかね、この電動化をしないといけないというような水門は。そういうものをどンドンで今から、10も20も年間電動化を進めるようなら、ここまで無理も言いませんけど、4つか5つぐらいの感じでいったら、初めのうちは、電動化をした水門までぐらいは町のほうで点検修繕をできればなと思いますけどね。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、設置の負担については議会でも御質問いただきましたし、60万円が少ないとは言いませんけれども、ということで、町のほうでという整理をさせていただきましたけれども、もう電動装置をつけたから、そのつけたところの水門は町でということであれば、それはちょっと根本的な話につながるものだから、今回そういうふうには思っておりませんし、今の状態でいけば毎年4基ずつですけど、先ほど申し上げたように、佐賀市も武雄市も大町町も白石町も江北町も、しかも本当に個人の零細でやられているので、今回も何とか4基は確保させてもらうようにはしましたけど、どうも先日の話だと、この4基も早い段階で4基ということでもどうもなさそうな感じになってきました。ですから、恐らく早いところにつけられるところと、1年少し後のほうにならないとつけられないところも出てくるという話なんです。ですので、先ほど言ったように、よかったら技術的なことについては町のほうに移転をしていただいて、もしくは町が仲介をして、町内の事業者で同じ物をつくれるような体制を取らせてもらいたいということは既に申入れをしています。私もやっぱり本来なら特許でも取られて、その技術料で多分されたほうが、それだけ普及もしますしですね。ぜひそういう体制にしてスピードアップをしたいというのを先ほど申し上げたところであります。

今回の直接の議論ではないんですけど、例えば、町内の建設会社に発注する事業費とか予算額って、今物すごく減っているんですよ。実は、建設会社の皆さん方も毎年言われます。

仕事がない、仕事がないと。そういう中で、こうした単純な土木工事ということだけじゃなくて、こういう形ででも町内の事業者さんにやはり仕事をしてもらおうというのは、町の経済にとっても私はプラスだというふうに思っておるものですから、ぜひ町内の事業者への技術移転ということについては、積極的に町も関わってスピードアップをしたいというふうに思っておるものですから、ちょっと4基ばかりならとおっしゃらなくていいように早くしたいと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。8番西原議員。

○西原好文議員

ちょっと長くなっていますが、町長がせっかく今回の各水系ごとの連絡会の説明もしていただいたので、ちょっと補足で。

古川水系は、上流から下流まで視察に行かれて、どこに問題点があるというふうなことで、大変いい活動をしてもらったなと思っております。

惣領分水系でいいますと、今、3号水路の新渡～上惣線の下は大幅に水が減っています。それに伴って、新渡～上惣線の先のほうの横水路も5号水路の両サイドが大幅に減っています。

そこで、町民生活課長になんですけど、ゴムタイヤの結構、乗用車のタイヤだと思うんですけど、結構大きいタイヤがごろごろ水路の中に落ちています。これはやっぱり地域振興課長なのか、町民生活課長なのか、現場を見に行かれて、今、水が大幅に減っているのでタイヤを早急に上げてもらって、やっぱり水害のときタイヤがゲートに挟まったりなんかすると、ゲートが動かなくなったり、止まらなくなったりする。ああいうのが農業用水路にぼろぼろ落ちているのも私不思議だと思うんですけど、そこら辺の監視というか、ぜひ地域振興課長に1回してもらって、その撤去については町民生活課長かもしれませんが、そこら辺をぜひお願いしたいなと思って、ちょっとお願いで申し訳ないんですけど。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどからありましたとおり、管理そのものは地元ということなものですから、ここは地域振興課というよりも不法投棄、議会でも不法投棄については御質問もいただきました。

ぜひ不法投棄対策として、町民生活課で担当させたいというふうに思いますし、もちろん地域振興課も連携をしながら、なかなか水が下がっているときじゃないと分からないものだから、そこは庁内でも情報共有をして対応を取らせてもらいたいと思います。

○井上敏文議長

よろしいですか。

ほかに質疑の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井上敏文議長

起立全員であります。よって、第24号 令和7年度江北町一般会計補正予算(第1号)は原案どおり可決と決しました。

先ほど報告第2号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の審議の中で、西原議員から質問があっておりました好生館人間ドックの受診の有無について答弁を保留しておりますので、ここで答弁させます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(松田佳世子)

先ほどの好生館の人間ドックと健診関連事業について補足説明いたします。

令和6年4月以降、段階的に縮小し、令和9年3月末をもって閉鎖する方針が示されております。現在、人間ドック等の健診は火曜と木曜日で実施をされております。

○井上敏文議長

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和7年第3回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、令和7年第3回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時23分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年4月21日

議 長 井 上 敏 文

会議録署名議員 池 田 和 幸

会議録署名議員 西 原 好 文

会議録署名議員 田 中 宏 之

局 長 大 島 浩 二

書 記 百 武 久 美 子